

令和7年

3月市議会定例会決議案

議案会第2号 長坂尚登市長に対する問責決議…………… 3



議案会第2号

長坂尚登市長に対し、別紙のとおり問責を決議する。

令和7年3月12日提出

提出者	豊橋市議会議員	小林 憲 生
	同	鈴木 智 子
	同	土 屋 祐 司
	同	井 上 豪 史
	同	水 野 恵
	同	久 保 大 司
	同	本 多 洋 之
	同	伊 藤 哲 朗
	同	石 河 貫 治
	同	梅 田 早 苗
	同	山 本 賢太郎
	同	近 藤 修 司
	同	尾 崎 雅 輝
	同	松 崎 正 尚

同	市原享吾
同	小原昌子
同	向坂秀之
同	尾林伸治
同	星野隆輝
同	坂柳泰光
同	古関充宏
同	田中敏一
同	古池もも

## 長坂尚登市長に対する問責決議

長坂尚登市長は就任以来、議会に不誠実な姿勢を示されており、議会からの再三の指摘にも関わらず今日に至っても変化の兆しが見られません。本提案は長坂尚登市長に対してこれまでの独善的な市政運営の有り方について猛省を促すとともに、市長としての責任を強く問うものであります。

市長はその職権や影響力から、職務執行の公正さと高い倫理性、また疑惑や不信を招くような行為を慎み、市民の信頼を保持する必要があります。市議会と市長は独立・対等の立場で市政を担う「車の両輪」のような関係にあり互いに抑制し合い均衡を保ちながら公正かつ市民の意思を尊重したより良い市政の実現を目指すべきです。しかし、令和6年執行の豊橋市長選挙において当時候補者であった長坂尚登市長が関り制作した法定ビラ1号に「前市長のパワハラ問題」が掲載されたこと、また、令和7年3月4日の「豊橋市パワーハラスメントの疑いに関する調査報告書」を巡り、疑義が生じました。その後の一般質問並びに緊急質問等を通じての一連の対応は議会を軽視した不誠実な対応であり、市長としての資質に疑問を感じざるを得ません。これまでの長坂尚登市長の対応は到底容認できるものではなく、長坂尚登市長の市政の最高責任者としての責任を問うものであります。

よって、長坂尚登市長の一連の対応は、市民の豊橋市政への信頼を大きく失墜させるものであり、その道義的、政治的責任は極めて重大です。長坂尚登市長の猛省を促すとともにこれまでの不誠実な対応を認め、また、今後の議会対応に係る態度を改めることを強く求めます。

上記決議します。

令和7年3月12日

豊 橋 市 議 会